

# 倫理規程

(総則)

第1条 この規程は、合同会社青龍のすべての役員及び従業員が遵守すべき倫理規準について定める。

(適用)

第2条 この規程は、役員及び従業員に適用する。

(基本的態度)

第3条 役員及び従業員は、合同会社青龍の役員及び従業員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第4条 合同会社青龍の役員及び従業員は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他合同会社青龍に関する情報を機密として保護しなければならない。

(会社資産の保護と適切な利用)

第5条 合同会社青龍の資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、役員及び従業員は、合同会社青龍の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

(記録保持)

第6条 合同会社青龍の役員及び従業員は、社内規程に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

(環境問題への取組)

第7条 合同会社青龍は、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取り組むものとする。

(社会貢献)

第8条 合同会社青龍は、企業市民の一員として、社会の様々な活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

(人権の尊重)

第9条 合同会社青龍は、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

(職場環境)

第10条 合同会社青龍は、平等な雇用機会を確保し、役員及び従業員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

(事情説明)

第11条 合同会社青龍の役員及び従業員がこの規程に違反する行為を行った時は、または違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、倫理委員会は役員及び従業員に対し、事情説明を求めることがある。

2. 倫理委員会から事情説明を求められた役員及び従業員は、倫理委員会に対し事実を説明しなければならない。

3. 倫理委員会での調査の結果は、役員会に報告する。

(懲戒)

第12条 本規程に違反した従業員は、報告を基に役員会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、規定により処分する。

以上